

三田市官民有地境界協定申請の手引き

1. 【協定申請適格者】

1. 全部事項証明書（土地登記簿謄本）上の土地の所有者であること。
申請者の現住所が、全部事項証明書（土地登記簿謄本）上の住所と異なる場合、住民票・戸籍の附票等により、土地所有者が特定できる資料を添付すること。
2. 土地所有者が法人の場合は、その代表者とする。
3. 土地所有者が複数の場合は、共有者全員の連名にて申請すること。
4. 土地所有者が死亡している場合は、相続人全員とする。
遺産分割協議等が存在する場合においては、それを証明する書類を添付すること。
5. 土地所有者が法定代理人を必要とする場合は、法定代理人との連名申請とする。
6. 公共事業施行のため、境界協定を必要とする場合は、施行主体である「国・県・地方公共団体又はその他の公的機関」は土地所有者の委任をうけて申請することが出来る。

2. 【協定申請手続き方法】

申請者は、次に掲げる図書を添えて三田市長に提出するものとする。なお、委任状を添付することにより、協定事務を代行する代理者を置くことができる。

1. 申請書

- ① 三田市所定の様式とする。（正本1部 A4サイズ）
- ② 「市道」及び「法定外公共物」の申請は、一括で申請することができる。
- ③ 申請中に所有権の移転があった場合には、速やかに申請を取り下げること。なお、必要であれば、新たな所有者で改めて申請をおこなうことができる。
- ④ 申請書の記載事項に変更がある場合は、速やかに届け出ること。
- ⑤ 申請書には、申請理由として申請に至った境界確定後の理由（開発行為、土地分筆、地積の更正、売買、用地買収等）を明記すること。
- ⑥ 隣接同意が得られない場合には、速やかに申請を取り下げること。
- ⑦ 申請書の保管期間は、原則として現地立会后約6ヶ月とする。返却後において、再度申請を行う場合は、全部事項証明書（土地登記簿謄本）・印鑑証明書等を最新のものに差し替えるものとする。

2. 添付書類

(1) 印鑑登録証明書

法人の場合にあっては、資格証明書も添付すること。

(2) 位置図

既刊の住宅地図等に、当該申請箇所を「申請地」として記載し、明確にすること。

(3)全部事項証明書（土地登記簿謄本）

オンライン申請による登記情報も可：注①

関係する土地（申請地、隣接地及び対側地）、全てについて添付すること。

(4)土地調書

- ① 上から申請地、隣接地、対側地、関係地（道路有地番）等順次記入し、土地の沿革については、必ず記入すること。
- ② 有地番の道路敷等については、必ず土地調書に記入のこと。
- ③ 土地の所有者が2名以上の場合は、全員記載すること。
- ④ 地積測量図が備え付けられている場合は、「有」等を記載し、明確にすること。

(5)公図（字限図）写し及び地積測量図

- ① 法務局備え付けの公図（字限図）等の証明書（オンライン申請による証明書も可：注①）
 - ② 公図（字限図）等に着色がある場合、必ず同色で着色すること。
 - ③ 隣接地・対側地の公図（字限図）等（オンライン申請による証明書も可：注①）を添付し、合成図を作成し、申請地付近の配置を明確にすること。
 - ④ 不動産登記法第17条地図等が備え付けられている地区については、当該閉鎖前の公図（字限図）も添付すること。
 - ⑤ 関係地番の地積測量図等（オンライン申請による証明書も可：注①）
- その他参考になる資料は、必ず添付すること。

(注) 公図（字限図）と現況とが一致しない場合には、法務局に地図訂正の申し出を行い、地図訂正完了後でなければ、原則として申請書を受け付けない。なお、道路管理者の同意が必要な場合は、事前に協議を行うこと。

(6)実測平面図

- ① 縮尺は、1／250又は1／500で作成し、当該申請箇所の現況を明確に表示すること。
- ② 申請者が主張する境界線を朱線にて表示すること。
- ③ 横断面図の位置を表示すること。
- ④ 作成者は土地家屋調査士及び測量士に限り、測量の年月日及び作成者の資格（職）氏名を記載し押印すること。
- ⑤ 字名・地番申請地、隣接地、対側地及び道路敷及び方位を記入すること。
- ⑥ 土地の筆界に境界杭や境界標等がある場合は、必ず記入すること。
- ⑦ 引照点及び基準点の位置を記載すること。

(7)横断面図

- ① 縮尺は、1／50又は1／100で作成し、地形に応じ、必要箇所について作成すること。
- ② 申請者が主張する境界線を朱線にて表示すること。
- ③ 字名・地番（申請地、隣接地、対側地及び道路敷）を記入すること。

(8)現況写真

(9)その他

3. 【協定】

境界について申請者と協議が成立したときは、下記に定めるところにより協定用の図面を作成し、2部提出すること。

ただし、現地立会后、約6ヶ月が経過する場合には所有権移転等がないか確認するため、申請地の最新の登記簿謄本（オンライン申請による証明書も可：注①）を持参すること。

(1) 協定用図面

位置図・公図（字限図）・平面図・横断面図・座標リストを1枚の図面の中に記載すること。また、公図（字限図）については、合成図を作成すること。作成者は土地家屋調査士及び測量士に限り、図面作成年月日及び作成者の資格（職）氏名を記載し押印すること。

(2) 境界同意

- ① 同意記名は直筆とし、協定用図面内に記名・押印すること。なお、別紙による場合については、協定用図面と別紙に割印を行うこと。
- ② 隣接・対側土地所有者及びその他必要と認める利害関係人についても、直筆で協定用図面内に記名・押印を行うこと。
- ③ 法定外公共物（道路）については地元区長、法定外公共物（水路）については水利権者（地元農会等）の同意を必要とする。なお、溜池等については、事前に協議を行うこと。

(3) 引照点及び基準点

申請地付近にある公共施設（将来に渡り、できるだけ永続性のある堅固な構造物）に2点以上設置し、復元可能にすること。

(4) 現況写真

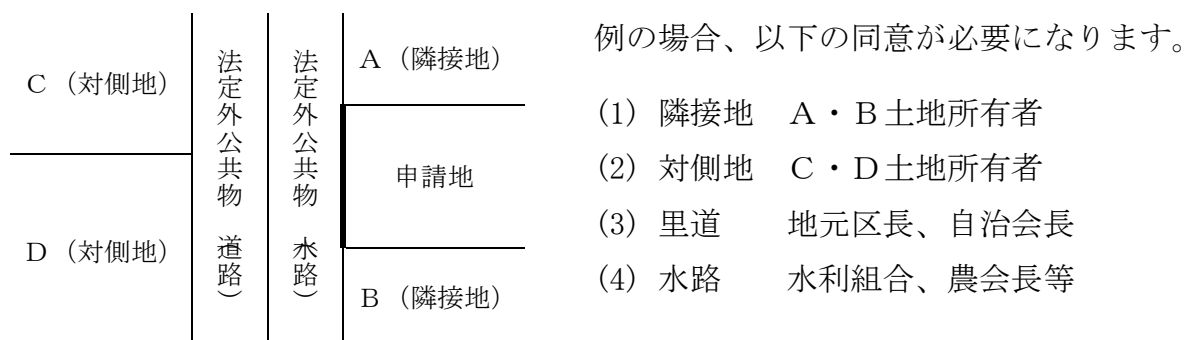
- ① 全体の形状がわかるもの及び各断面箇所の写真を添付すること。
- ② 引照点及び基準点の写真についても添付すること。

(5) その他

仮登記等が全部事項証明書（土地登記簿謄本）に記載がある場合は、仮登記権者の同意を必要とする。

※法定外公共物（道路・水路）等協定に係る隣接地及び対側地の同意について

【例】



※立会時には、隣接及び対側土地所有者の内諾を得ておくこと。

4. 【申請書の返却】

次の各号に該当する場合、申請書を返却するものとする。

1. 申請地が係争中である場合
2. 申請者より、申請書の取り下げの申出があった場合
3. 境界について、協議が成立しない場合
4. 申請箇所付近が、法務局備え付け公図（字限図）と現況が相違している場合
（地図訂正後、申請書の受付を行う）
5. 隣接・対側土地所有者及び地元区長・地元農会等の同意が得られない場合
6. 補正を求めたものについて、相当日数が経過しても提出されない場合
7. 現地立会后、約6ヶ月が経過しても協定用図面が提出されない場合
8. その他境界を確定することが出来ない場合

注① …オンライン申請による登記情報、証明書等については取得年月日、取得者の氏名（職名）を記入し、押印する事。

官民有地境界協定申請書

令和 年 月 日

三田市長 あて

申請者住所

氏 名 ⑩

電話番号

代理人住所

氏 名 ⑩

電話番号

下記により、官民有地の境界の協定を受けたいので、申請します。

記

1 申請箇所 三田市 地先

2 隣接公共施設名 市道（ 線）
法定外公共物（道路・水路）・その他（ ）

3 協定を必要とする理由

4 添付図書

- (1) 印鑑登録証明書
- (2) 位置図
- (3) 全部事項証明書（土地登記簿謄本）
- (4) 土地調書
- (5) 公図（字限図）写及び地積測量図
- (6) 実測平面図
- (7) 横断面図
- (8) 現況写真
- (9) その他